

武芸川中学校部活動方針

H30. 9/21

1 基本方針

学校の教育目標を具現する教育活動の一環として、スポーツや文化に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感等を育む運営・指導によって、生徒の個性や能力を伸長する。

(1) 生徒が「主体的に行動する生徒」を育成するための指導の充実

- ① 生徒の自主的・自発的な参加を原則とする（任意加入制：入部しない選択も認める）。
- ② 生徒自ら目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて、仲間と共に考え、正しい判断をして「主体的に行動する力」を、学年の発達の段階に依りて育成する。
- ③ 部活動の運営・管理に関する活動基準を明確にし、顧問となる教職員（以下、「顧問」という。）の指導業務のバランスを図ることで、部活動指導の充実を図る。
- ④ 地域の専門的な技術指導力を有する指導者（以下、「外部指導者」という。）の協力を得て、専門的な技術指導が保障される指導体制づくりに努める。

(2) 指導目標・方針の明確化と家庭、地域との連携

- ① 部活動の指導目標・方針を学校組織全体で検討し、作成する。
- ② 部活動と他の教育活動との関連を図り、部活動で見られる生徒のよさや努力の姿を多面的に捉えるなどの生徒理解に努め、部活動以外の日常の生徒指導等に生かすようにする。
- ③ 各部に所属する生徒の保護者で構成する部活動親の会（以下、「親の会」という。）と連携を図り、学校の指導目標・方針、各部の活動目標・方針、計画等をPTA総会や親の会、地域の関係者に対しても説明し、理解を得る。
- ④ 各部では、活動内容とそのねらい、活動方法、期間や時間等を明確にした指導計画を作成し、入部の際や親の会で生徒や保護者に説明し、理解を得る。
- ⑤ 大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることがないよう、生徒のバランスのとれた生活に配慮する。

2 運営

部活動への多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して、参加の効果を一層高める運営を行う。

(1) 設置する部数

- ① 学校に設置する部活動は、複数顧問体制による運営が可能となる部数を設置する。ただし、男女別に共通の種目を設置する場合や文化系の部の場合等、弾力的に運営する。
- ② 各部の成立条件は、原則としてその種目において、チーム、団体として大会に参加できる人数以上であることとする。
- ③ 各部には、部長を置き、運営等について協議する部長会を置く。
- ④ 各部親の会代表で構成する部活動親の会代表者会を設置し、新年度5月、新体制の10月に開催する。

〈構成メンバー〉

・各部の部活動親の会代表者 ・PTA本部役員代表 ・校長 ・教頭 ・部活動主任

- ⑤ 部員数または顧問数の減少等により、存続が難しい状況となった部は、その時点より休部とし基礎体力部へ編入とする。また、その年度を含め連続して3年間を経過し、その後も新入部員の加入が見込めない場合は、廃部を検討する。
- ⑥ 休部等について
・年度初めにチーム、団体として大会に参加できる部員がそろわない場合は、休部とする。

ただし、4月の加入受付の一次締め切り後、チームメンバーがそろわない部活動を選択した生徒に再度選択する機会を設ける。

- ・3年生が夏の中体連大会後に引退し、チームメンバーがそろわなくなった部活動の場合は、その時点から休部とし、その部の1・2年生は基礎体力部に編入する。
- ・現在、野球部（3年目）、男子バスケットボール部（2年目）が休部中である。
(平成30年度4月現在)

(2) 設置する部

〈平成30年度設置部〉(本校の実情に合わせて記載)		
1. サッカー	2. 女子バレーボール	3. 卓球(男子・女子)
4. 女子バスケットボール	5. 吹奏楽	6. 基礎体力部

○基礎体力部について

- ・本校に開設されていない(休部を含む)部活動を行い他の中学校と合同チームを組む生徒や学校外の他団体に所属する生徒に対して、平日の部活動時に体力づくりを目的として基礎体力部を置く。
- ・活動内容は、基礎体力の向上を図るトレーニングとする。また、顧問の許可を得て種目の練習を行うことを認める。
- ・加入条件は、スポーツ種目団体のどこかに所属していることとする。それ以外の生徒は、基礎体力部には加入できない。

(3) 事故等の未然防止と不測の事態への対応

- ① 生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の顧問を置く。ただし、男女別に共通種目を設置する部等は、弾力的に扱う。
- ② 顧問が1人で指導に当たる場合には、外部指導者や同一場所で活動する他の顧問と連携、協力して指導に当たる。

(4) 活動時間をバランスよく確保するための週時程等の工夫

- 平日の部活動は、本校の実情に合わせて「部活動の日」を設定する。

・「部活動の日」・・・火曜日及び金曜日
・部活動のない日・・・月曜日(会議の日)、水曜日(生徒会の日)、木曜日(学級の日)

3 管 理

成長期にある生徒のスポーツ障害や事故防止、学習時間の保障等、バランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようにする。また、顧問の負担軽減にも配慮する。

(1) 活動時間や休養日等の活動基準

〈活動時間〉

- ① 始業時刻前の活動は、成長期に欠かせない十分な睡眠時間の保障や朝食喫食に配慮し、原則として行わない。放課後の活動終了時刻は、下校時の安全が確保できるよう日没時刻を考慮し、次のとおりとする。ただし、バス時刻に合わせて最終時刻を設定する。

・始業時刻前の活動(大会1週間前に限り許可)	・午前7時40分から8時00分まで
・放課後の活動終了時刻(最終下校時刻)	
4月	午後5時25分
5・6・7・8・9月	午後5時35分
10・2・3月	午後5時05分
11月・12月・1月	午後4時45分

- ② 休日の1日の活動時間は半日以内、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。
- ③ 夏季休業日中の活動日数は、最大限10日までとし、無理のない活動日を設定する。

- ④ 保護者の負担を考慮し、年間を通して参加する対外試合等を精選し、計画的に参加する。

<休養日>

- ① 平日5日間のうち、放課後は火曜・金曜の「部活動の日」以外の曜日は休養日とする。
- ② 休日の部活動は、生徒の家庭や地域における活動を保障するために、土曜日・日曜日のいずれか半日のみを活動日とする。(第3日曜日の「家庭の日」は原則として休養日とする)。
- ③ 大会や対外試合等で休日に連続して活動する場合は、翌日に必ず休養日を設ける。
- ④ 期末テスト一週間前、年末年始やお盆期間等は、生徒の学習時間の確保、家庭や地域の行事等への参加を保障するよう、原則、活動日を設けない。
- ⑤ 顧問は、休日のどちらか1日を含め、1週間のうち2日間は必ず休養日を設ける。

<警報発令時の対応について>(暴風・大雨・洪水・特別警報)

- ① 警報発令時の対応は、部活動・部活動親の会(基礎体力部を含む)の活動について、関市小中学校で統一された基準に準じる。

1 活動前に発令された場合

- (1) 警報が解除されるまで自宅待機する。
- (2) 活動時刻の2時間前までに解除された場合は、平常通り活動する。
- (3) 上記の(1)(2)の場合においても、道路や橋の決壊、流出、家屋の倒壊等により、保護者が登校に危険であると判断した場合は、家庭で待機させ、その旨を部活動顧問又は親の会代表者等へ連絡する。

2 活動中に発令された場合

- (1) 警報が解除されるまで安全な場所で待機する。
- (2) 気象状況(台風の位置、進行方向、規模、速度等)や道路、交通状況等から判断して、安全に帰宅することができる場合は、保護者への引き渡しにより帰宅する。

(2) 生徒の入部・転部・退部

- ① 部活動への加入は、年度初めに生徒及び保護者連名で入部届を提出し、年度毎に更新する。
- ② 年度途中での転部・退部は、生徒及びその保護者の申し出により、顧問及び当該生徒の学級担任と相談の上決定する。

(3) 部活動への参加

- ① 部活動時の服装は、平日の活動は、体育の服装とする。休日の活動は、各部で定められたユニフォーム若しくは統一されたものとし、登下校についても同様とする(運動部)。
- ② 更衣場所と使用する道具の保管は、平日の部活動では、更衣室または顧問が認める場所とする。また、休業日の部活動では、顧問の責任において、更衣室または顧問が認める場所とする。
- ③ 休日の部活動のための自転車通学を認める。ただし、必ずヘルメットを着用する。
- ④ 部活動時及び部活動の登下校は、他の教育活動時と同様、学校生活のきまり等を遵守し、買い食い等を禁止とする。
- ⑤ 部活動を欠席する場合は、部長、顧問に事前に連絡をする。

(4) スポーツ障害の未然防止を含めた健康管理と事故防止

- ① 全ての顧問が通信機器を用いた救急機関等への連絡手順と方法等、救急救命法やAED(自動体外式除細動器)の適切な使用方法を十分理解し、緊急時に適切な対応ができるよう、安全管理体制を整備して指導に当たる。
- ② 顧問は、保健調査票や運動器検診等の健康診断の結果と保護者からの情報提供により、個々の生徒の健康状態を事前に把握したうえで指導に当たる。
- ③ 顧問は、各生徒の発達段階、体力、習得状況等を把握し、計画的な活動計画を立て実施する。また、無理のない練習となるよう留意する。
- ④ 顧問は、施設設備や用具等の定期的な安全確認を行うとともに、生徒の活動状況を常に確認

し、けがや事故防止のための安全管理に努める。

- ⑤ 顧問は、生徒自身が、安全に関する知識や技能を習得・活用等を行うことで、積極的に自分や他人の安全を確保することができるよう指導する。

4 指導体制

部活動、部活動親の会、学校外のスポーツクラブ等の役割を明確に、必要に応じた連携を図り、学校や地域の実態に応じた適切な指導体制を整備する。

(1) 外部指導者の発掘・活用の工夫

- ① 外部指導者を部活動に活用する場合には、校長が、年度ごとに委嘱を行う。
- ② 外部指導者に対して、学校及び各部の活動目標・方針、指導計画、指導内容・方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について十分な調整を行い、相互に情報を共有する。
- ③ 一部の生徒を対象とした競技力の向上や選手の育成・強化については、スポーツ関係団体が行う事業等に参加して行う。

(2) 体罰の根絶等、指導者の資質向上

- ① 校長、顧問及び外部指導者は、いかなる理由があっても、体罰等による指導を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。
- ② 校長は、体罰等を行った顧問に対しては、校長が必要と認める一定の期間、当該部活動の指導を中止するとともに、他の部活動への指導にも当たさせない。
- ③ 外部指導者が体罰等を行った場合には、校長は厳重注意し、一定期間指導に当たさせない。また、場合によっては、その委嘱を解く。
- ④ 顧問及び外部指導者は、技術的な指導とともに、生徒の発達段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養等に関する幅広い知識や技能を習得し、多様な面での指導力を身に付け、向上するよう努める。

(3) 指導経験の浅い顧問に対する指導技術の向上

- ① 顧問は、部活動での指導内容や方法等について、校内や地域における顧問同士で共同して研究したり、研究成果を情報共有したりして指導技術の向上に努める。
- ② 校長は、指導経験の少ない顧問が各種講習会等に積極的に参加できるよう配慮する。

5 部活動親の会

(1) 設置の主旨と基本方針

- ① 部活動親の会の活動は、学校教育課程外の活動である。
- ② 部活動親の会は、学校の部活動基本計画に則って行う部活動と部活動親の会活動について、部顧問と保護者が連携を図り、生徒の活動を支援する組織としてこれを設置する。
- ③ 部活動親の会の活動は、生徒や保護者の過度の負担とならないよう、親の会で十分話し合い、計画を立てて運営をする。
- ④ 親の会の活動への参加は、任意とする。

(2) 運営の基本方針

- ① 部活動親の会は、規約をつくり、会を運営管理する。
- ② 親の会の活動では、親の会代表者は施設の利用・管理、鍵の管理について責任をもち、
- ③ 校長承認の下、必要に応じて親の会代表者会及び各部の親の会を開催することがある。

(3) 活動にあたっての基本方針

- ① 部活動親の会での指導・監督のため、社会人指導者（コーチ）を置くことができる。社会人指導者は、親の会代表者会で、校長からの委嘱をもって、指導を承認する。

- ② 社会人指導者による指導監督を希望する場合には、部活動親の会からの要請→顧問からの推薦→校長の承認・委嘱とする。
- ③ 土日等休日の活動は、社会人指導者等が指導監督に当たる部活動親の会の活動として行う。
(土日等休日の活動は、部活動として行う場合もある。)

(4) 活動日及び活動時間

- ① 土日等休日の活動は、生徒や家庭の状況を配慮し、どちらかの日の半日の活動を原則とする。
また、家庭の日の第3日曜日は、原則活動を行わない。
 - ② 夜間の活動は、夜7時より9時までを活動時間とする。また、学校生活に支障のないように、週2回までとする。
- ※ ①については、文部科学省と岐阜県教育委員会より、中学校部活動指針として示されている。
※ ②については、家庭学習の習慣作りと学校生活に支障がない範囲内として考える。

(5) 武芸川スポーツクラブ（関市スポーツ少年団登録）について

平成29年度より、土日の部活動親の会の活動で学校施設を利用して実施する場合には、照明料が有料となり、その費用を軽減するために武芸川スポーツクラブを設置した。現在、卓球部、男女バスケットボール部、女子バレーボール部の部活動親の会が加入している。平成30年度も登録予定。登録参加費の内、4名の指導者費（会長、事務局、認定指導員2名）は、PTA特別会計から負担する。登録生徒費は、部活動親の会より、支出する。

※（武芸川スポーツクラブ会長：PTA会長、事務局：教頭）

6 配慮事項

基本方針に基づく運動部活動の運営・管理、指導体制の整備に当たって配慮すべき事項

(1) 運動部活動への参加

- 第3学年の生徒の中学校総合体育大会への登録・出場等に配慮するなど、どの生徒も自らの意思で運動種目を選択し、中学校3年間を通して継続的に取り組んだ成果が確認でき、達成感や充実感がもてる機会・場の設定に努める。

(2) 岐阜県中学校総合体育大会への参加

- 運動部を設置していない中体連加盟種目について、学校管理下外のスポーツ関係団体等で活動している生徒が、中体連主催大会への参加を希望する場合は、必要な手続きを踏まえ、顧問が監督として大会に参加できるよう配慮する。

(3) 会計管理

<活動費等の徴収>

- 活動費等の経費について、親の会において目的や用途等を規約等に明確に示し、理解を得て徴収する。

<活動費等の管理>

- ① 活動費等の保管方法は、口座管理とし、できる限り現金を取り扱わない。
- ② 会計処理は、親の会が行うものとし、執行や会計について親の会で承認を得る。

<物品等の購入にかかる業者の選定>

- 物品購入に関しては、親の会で業者の選定を公正に行うとともに、選定の経過を明確にする。また、価格についても保護者に過重な負担とならないよう留意する。

(4) その他

- 本方針は、年度毎に見直し、必要に応じて改正を行う。